**社会福祉法人大河原町社会福祉協議会の慶弔に関する規程**

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の慶弔費（渉外費）の支出に関し、適正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（支出基準等）

第２条　慶弔費の支出対象及び支出基準は、別表のとおりとする。

（委任）

第３条　前条に定めるもののほか、特に必要と認めたときは、会長は副会長等に諮り決定するものとする。

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　社会福祉法人大河原町社会福祉協議会の弔慰に関する規程（平成30年12月14日施行）は廃止する。

別表（第２条関係）

第１　行事等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対　象 | 金額等 |
| 祝儀 | 各種団体等が行う総会・大会・式典・祝賀等に係る経費 | 3,000円を原則とし、会費等が決まっている場合はその会費相当額とするが、1万円を限度額とする |
| 会費 | 各種団体等が行う懇親等を目的とする会合の出席に係る経費 |

第２　弔慰

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対　象　者 | | 弔慰金 | 弔辞 | 弔電 | 生花等 |
| 現職 | 理事・監事・評議員  生活相談員・第三者委員  職員(嘱託、臨時職員含む) | 本人 | 20,000円 | ○ | ○ | ○ |
| 配偶者、一親等血族、一親等姻族(同一生計に限る) | 10,000円 | － | ○ | ○ |
| 元職 | 会長・副会長 | | 10,000円 | － | ○ | － |
| 元職 | 理事・監事・評議員・生活相談員・第三者委員 | | － | － | ○ | － |
| 現職 | 地区福祉推進委員長 | | 10,000円 | － | ○ | － |
| 現職 | 民生委員・児童委員 | | 10,000円 | － | ○ | － |

※生花等は概ね20,000円程度

第３　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対　象 | 金額等 |
| 見舞金 | 災害・事故等に対する見舞に係る経費 | 社会通念上妥当と認められる額 |
| 渉外 | 外部機関との交渉、交際に必要な土産等の購入や情報収集のための懇談会等に係る経費 |
| その他 | 本会の運営上、会長が特に支出する必要があると認めるもの |